

農業作業中の怪我・骨折が後を絶ちません！！ 万一に備えて労災加入・農業者のための労災特別加入

組合員の農作業中の事故が発生しています。JAグループ広島では、農業者の労災加入を促進するため、加入相談・支援窓口を一本化した外部委託による労働保険事務組合(たんぼぼ会)を組織し、組合員の労災加入促進を図っています。労災加入によって、治療や入院等の臨時的費用支出を軽減することができます。これらに関する相談等加入を検討される方は、広酪総務管理課までご連絡下さい。

こんな時のために
万一に備えて！
農業者のための労災保険

知っていますか？
農業者は、無条件に労災保険の加入者となりますが、
**個人経営者自身も、農事組合法人の事業主も！
労災保険に加入できます！**

農法人の場合、任意で労災特別加入の加入も出来ます。

～労災保険「特別加入」制度～

被保険者の種別	加入資格	労災保険の適用対象
中小事業主等	● 個人事業主(専業主業)として1年以上継続して営業者であること ● 専業主業として1年以上継続して営業者であること	● 専業主業として1年以上継続して営業者であること ● 専業主業として1年以上継続して営業者であること
特定農作業従事者	● 農業者(個人事業主)が営業者として1年以上継続して営業者であること ● 農業者(個人事業主)が営業者として1年以上継続して営業者であること	● 農業者(個人事業主)が営業者として1年以上継続して営業者であること ● 農業者(個人事業主)が営業者として1年以上継続して営業者であること
協定農業者等 作業従事者	● 農業者(個人事業主)が営業者として1年以上継続して営業者であること ● 農業者(個人事業主)が営業者として1年以上継続して営業者であること	● 農業者(個人事業主)が営業者として1年以上継続して営業者であること ● 農業者(個人事業主)が営業者として1年以上継続して営業者であること

このように作業が、対象の対象となります。

注意
○ 労災特別加入は5人以上の団体員 → 協定農業者を労働者に加入させることは事業主の義務
○ 協定農業者が個人事業主の場合 → 農業者としての労働者加入は任意
● 協定農業者が個人事業主の場合 → 農業者としての労働者加入は任意

雇用労働者が労災事故が発生した場合、は、事業主に補償責任が問われます。

労災保険に加入すると・・・

① 労災保険で、他産業労働者並みの補償が受けられます。
② ケガをしたときの治療費が全額補償されます。
③ ケガでの休業時に、休業金が支給されます。
④ 事故で死亡が原因とならば、遺族に労災保険の年金が給付されます。

● 勤労者組織の作業中に事故が発生し、30日間休業した場合は
● 医療費は全額補償
● 日給を基とした給付基礎日額 × (休業日数 - 3日) × 80%支給
給付基礎日額は1万円とします。

年額補償額 { 協定農業者(特定農業者)の加入者 14,000円
特定農業者(協定農業者)の加入者 32,500円
で、216,000円が支給されます！

労災保険に加入するには・・・

**労災保険への加入手続きは、JAで行うことが出来ます。
加入申請・給付申請などは専門家が代行します。**

労災保険への加入相談、申請時の給付申請などが、お近くのJAで行えます。
申請書類の作成は、専門家である社会保険労務士法人たんぼぼ会が代行します。

困難な事務書類を記入するとはありません。
※ 労災特別加入や給付が滞ることはありません。

労災保険「特別加入」の必要経費 1124.41円

① 労災保険「特別加入」の保険料
給付基礎日額は、3,000円～20,000円の中から選ぶことができます。
※ 労災特別加入の適用には、給付基礎日額に合わせた金額が適用されます。

給付基礎日額 (円/日/月)	個人事業主等(個人事業主)	特定農業者(個人事業主)	中小事業主等
10,000円	11,200円	22,800円	43,200円
5,000円	5,600円	11,400円	21,600円
3,000円	3,360円	6,840円	12,960円
2,000円	2,240円	4,560円	8,640円
1,000円	1,120円	2,280円	4,320円
500円	560円	1,140円	2,160円
200円	224円	456円	864円

② 労働者賠償事業員への加入費・年会費

加入保険	加入金	年会費・更新料
中小事業主等	20,000円	計算・固定保険料の6% (上限額4,000円、下限額1,000円)
特定農業者(個人事業主)	20,000円	1年度1,000円(1,000円+加入者数)
協定農業者(個人事業主)	1,000円	1,000円

お問い合わせ先は、JA 又は、**社会保険労務士法人 たんぼぼ会**
〒731-0112 広島市東区東山3丁目9-18
TEL: 082-274-3882

全酪連に 「導入牛防疫検査」 を要請

広酪は、北海道からの乳用初妊牛の導入にあたり、牛ヨーネ病、白血病への対策を求めため、その主要取引先の上部団体組織「全酪連」に対して、去る7月23日付けでこれらの改善要請を行いました。また、8月3日から4日に亘り、全酪連主催の北海道都府県畜産主任者会議に櫻木茂夫課長補佐(事業推進課)が出席し、乳用初妊牛の導入実施にあたり、次の対策を求めました。

要望事項

- ① ヨーネ病はカテゴリーⅠの農家に限定、若しくは抗体陰性の検査済みであること
- ② 白血病は抗体陰性であること
- ③ IBRを含む5種混以上の予防接種を20日以前に実施していること

※それぞれの証明書を添付すること。

平成23年度 家畜導入事業互助会精算報告 無事戻し1万円を 7月分乳代に加算

- ▼ 7月18日(水)、家畜導入事業互助会要領の第10条に基づき運営委員会を開催し、平成23年度家畜導入事業互助会の精算を決定しました。
- ▼ 互助会運営収支の収入金額は、①互助会参加組合員からの1頭あたり1万円の負担による互助会費収入51頭分510,000円、②全酪連等からの輸送保険金収入、見舞金収入(3件)991,105円の収入総額1,501,105円となりました。
- ▼ 一方、支出金額は、支出金額要領の家畜導入事故処理基準などに基づき行った結果、その総額は991,105円となり、収入金額と支出金額の差引額は510,000円となりました。
- ▼ 運営委員会では、この差引額の精算方法に関して互助会への加入総頭数の51頭で除した金額10,000円を無事戻し金として、平成24年7月分の生乳受託販売代金の精算に併せて、乳代加算処理することとしました。